

《ご旅行条件書【国内/合宿免許取得】募集型企画旅行》



(お申込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、新潟運輸株式会社〔観光庁長官登録旅行業1597号〕【Kijトラベル】(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って自動車教習所・宿泊機関等の提供する合宿教習、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット・ホームページ等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)により、当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて必要事項をお申し出のうえ、次表に記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金(お1人様)	20万円未満	30万円未満	30万円以上
申込金(お1人様)	15,000円	20,000円	30,000円

- (2) ①当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約の承諾の旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
②お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件を適用し、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項②①により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。第26項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2) ご参加にあたって以下及び各自動車教習所の入校資格を満たさない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 - ①満18歳以上の方(終了検定時に18歳であれば申込可)。
 - ②視力:片眼0.3、両眼0.7以上の方(眼鏡・コンタクトレンズの使用可)。
 - ③学力:学科教本や試験の問題を理解することのできる方。教習は日本語で行いますので、入校後に教習内容が理解出来ない、日本語が理解出来ないことが判明した場合、教習を中止する場合があります。
 - ④色彩識別:赤・青・黄の区別ができる方。
 - ⑤聴力:日常の会話聞き取れる方。10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること(補聴器の使用可)
 - ⑥自動車の運転に支障を及ぼす身体障がいのない方:運転に支障がある障がい及び、運転に影響する病気(症状等)がある方、睡眠薬や精神安定剤を常用している方は、事前に運転免許試験場(運転免許センター)の「運転適性相談窓口」にて適性相談を受け、かつ自動車教習所の事前許可が必要になりますのでお申し出ください(入校時に運転適性相談票などをご持参ください)。適性相談の結果、不適正の場合は入校できません。
 - ⑦事前に確認が必要な項目、政令に定める一定の病気について:以下に該当する方は公安委員会で適性相談を受け、その結果に基づいてのご入校となります。
 - a. 身長が140cm未満の方。
 - b. 身体障害者手帳の交付を受けている方。
 - c. 現在補聴器を使用している方。
 - d. 運動機能障害や手足指の欠損がある方。
 - e. 病気を理由として医師からの運転免許の取得を控えるよう助言を受けたことがあり、現在または過去に、てんかん・統合失調症・そううつ病・認知症・無自覚性の低血糖症・その他の病気で精神科、心療内科等に通院したことがある方。
 - f. 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、または原因は明らかでないが意識を失ったことがある方。
 - g. 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部または一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある方。
 - h. 過去5年以内において、十分な睡眠時間をとっていないにもかかわらず日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数(週3回以上)となったことのある方。
 - i. 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある方。
 - ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある方。
 - ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある方。
 - ⑧カラーコンタクト(度無しを含む)は、眼鏡等の条件付きとなりますので、適性検査の結果、条件に一致しない場合は入校をお断りします。
 - ⑨ネイル(付爪)が運転に支障ありと判断した場合は、教習をお断りします。
 - ⑩刺青・タトゥーの入った方は入校できません。
- (3) 食物アレルギー・動物アレルギーのある方または、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方は医師からの許可を得て、受付時に必ずお申し出ください。
- (4) 運転免許に関する前歴:過去に無免許違反や取消処分などの行政処分(累積違反点数が免許停止処分未満は除く)を受けた方や、現在行政処分中の方、またはこれから行政処分を受ける恐れのある方は必ずお申し出ください、お申し出無しに入校し、それが発覚した場合には退校していただくことがあります。また過去に行政処分を受けた方は、欠格期間が満了し、かつ取消処分者講習を受講しなければ入校できません。
- (5) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット・ホームページ等、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第22項に規定する通信契約を締

結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます）や第13項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第13項(3)の「違約料」、及び第21項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレット・ホームページ等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した場合免許取得講習代、宿泊料金、食事代及び消費税等諸税。
- その他パンフレット・ホームページ等において、旅行代金に含まれる旨表示したものを。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- 仮免許試験受験手数料1,700円(2回目以降も同額)、仮免許交付手数料1,150円
 - クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

- パンフレット・ホームページ等で当社が「カップルプラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- 「オートマ車」を基本とする「マニュアル車プラン」の差額代金。
- 「最短宿泊日数+5泊」を超えるホテルの宿泊延長のための追加代金。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、自動車教習所・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する宿泊機関の料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、または教習実施に係る費用その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項(1)の定める適用料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず宿泊機関等の部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット・ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. 変更・取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット・ホームページ等記載の取消料及び14項の(1)の①を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- お客様のご都合による出発日の変更、宿泊機関等行程中の一部の変更については、所定の取消料相当額を手数料として収受します。

14. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- ①お客様は次表に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

旅行契約の解除日		取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日目にあたる日以前の解除	無料
	20日目以降～8日目にあたる日までの解除	16,500円
	7日目以降～2日目にあたる日まで解除	33,000円
	旅行開始日の前日の解除	44,000円
	旅行開始日の当日の解除	55,000円
	旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、自動車教習所・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社らがお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット・ホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。

(2) 当社の解除権

- ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- お客様が第4項(5)から(7)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様が契約内容、暴動、暴行に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、自動車教習所・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット・ホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しをいたします。

15. 旅行開始後の解除

- お客様の解除権
 - ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ②お客様の責に帰さない事由によりパンフレット・ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社らが当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が第4項の(5)から(7)までにいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための係員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、自動車教習所・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ②解除の効果及び払い戻し
本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。
 - ③本項(2)の①の a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
 - ④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第13項から第15項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- 本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。

17. 添乗員

添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。お客様のご都合で急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、サービス提供機関(自動車教習所等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

18. 当社の責任

- 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、賠償いたします。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止②自動車教習所・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③自動車教習所・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難
- 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。

19. 特別補償

- 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット・ホームページ等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

20. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を係員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

21. 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず宿泊機関等の部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 自動車教習所・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

- ③パンフレット・ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社の変更補償金を支払いません。
- (2) 本項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①パンフレット・ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日	1.5%	3.0%
②パンフレット・ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
③パンフレット・ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
④上記①～③に掲げる変更のうち募集パンフレット・ホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレット・ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：④に掲げる変更については、①～③の料率を適用せず、④の料率を適用します。

注3：1件とは、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：②宿泊機関の名称の変更については、宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注5：②宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

2.2. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります)

- 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- 申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット・ホームページ等に記載する金額の旅行代金」又は「第13項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただけます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第13項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

2.3. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

2.4. 個人情報の取扱い

- 当社は、旅行申込みの受付に際し所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自身で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きが取れない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代行してご対応いたします。
- 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット・ホームページ等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された自動車教習所・宿泊機関等及び保険会社に対し、前号により取得した個人情報を、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合でご連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「K I J」トラベルホームページ(<http://www.kijtravel.com>)「新潟運輸(株)ホームページ(<http://www.niigatauny.co.jp/index.html>)」をご参照ください。

2.5. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット・ホームページ等に明示した日となります。

2.6. その他

- お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- 当社らはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご承知ください。

契約責任営業所

K i j トラベル 本社営業所
〒950-0947 新潟県新潟市中央区女池北1-1-10
TEL 025-285-5661
FAX 025-285-5655
総合旅行業務取扱管理者：横山新一

K I J 新潟伊勢丹店
〒950-8589 新潟県新潟市中央区八千代1-6-1
TEL 025-201-7566
FAX 025-201-7595
総合旅行業務取扱管理者：間宮保子